

平成29年第2回三笠市議会定例会

平成29年6月15日（第1日目）

○議事次第（第1号）

- 1 開会宣告
 - 2 議席の変更
 - 3 会議録署名議員の指名
 - 2番 谷内純哉氏
 - 6番 澤田益治氏
 - 4 会期の決定
 - 平成29年6月15日
 - 平成29年6月23日9日間
 - 5 諸般報告
 - (1) 議会事務報告
 - (2) 教育委員会審議事項報告
 - (3) 一般行政報告
 - 6 議 事
 - 7 散会宣告
-

○議事日程

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議席の変更について |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 3 | 会期の決定について |
| 日程第 4 | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 5 | 例月出納検査報告について（監報第2号） |
| 日程第 6 | 報告第5号及び報告第6号について |
| 日程第 7 | 報告第7号及び報告第9号までについて |
| 日程第 8 | 報告第10号及び報告第11号について |
| 日程第 9 | 報告第12号及び報告第13号について |
| 日程第10 | 議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号について |
| 日程第11 | 議案第40号から議案第44号までについて |
| 日程第12 | 議案第45号から議案第54号までについて |
| 日程第13 | 一般質問 |
| 日程第14 | 議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号につ |

いて（総合常任委員会付託）

○出席議員（9名）

議長	10番	谷津邦夫氏	副議長	9番	儀惣淳一氏
	1番	折笠弘忠氏		2番	谷内純哉氏
	3番	只野勝利氏		4番	畠山幸氏
	6番	澤田益治氏		7番	武田悌一氏
	8番	齊藤且氏			

○欠席議員（0名）

○説明員

市長	西城賢策氏	副市長	北山一幸氏
総務福祉部長	右田敏氏	総務課長	池田真志氏
市民生活課長	大村康彦氏	福祉事務所長	鈴木信之氏
企画財政部長	金子満氏	企画調整課長	中原保氏
税務財政課長	柳谷忍氏	経済建設部長	千葉俊行氏
農林課長	松本裕樹氏	商工観光課長	阿部文靖氏
建設課長	三宅博文氏	水道課長	礪瀬孝氏
教育長	永田徹氏	教育次長兼高校生レストラン 開設準備室長事務取扱	高森裕司氏
社会教育課長	遠藤朋広氏	病院事務局長	三百苺宏之氏
消防長	辻道元信氏	監査委員	森原裕氏
監査委員事務局長	中川学氏		

○出席事務局職員

議会事務局長 小田弘幸氏 議会係長 花井志夫氏

◎開 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。
ただいまから、平成29年第2回三笠市議会定例会を開会します。

◎開 議 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） これより、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議席の変更

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 議席の変更についてを議題とします。
議員の会派結成により、議席の変更をしたいと思います。議員の氏名とその議席番号を別紙御配付のとおり変更することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。
別紙御配付のとおり、議席の変更をすることに決定しました。
この際、議席変更のため、暫時休憩します。
移動をお願いいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

◎議長（谷津邦夫氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の2 会議録署名議員の指名についてを議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、2番谷内議員及び6番澤田議員を指名します。

◎日程第3 会 期 の 決 定

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の3 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
今定例会の会期は、本日から6月23日までの9日間としたいと思います。御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

会期は、9日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の4 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

次に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇報告願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。6月6日に高速道路バス停留帯及び停留所整備並びに国道452号道路改良整備の推進に関する要請行動として、そこに記載してありますとおり、根本国土交通大臣政務官、田村北海道局局長にお会いしてまいりました。

本市は、道央自動車道が縦断されている札幌から旭川までの区間で唯一高速バス停留所が整備されていない市であり、早くに鉄道が廃止された本市にとって、高速バスは市民の利便性の確保、そして観光事業等による交流人口の拡大を考えた場合、重要な役割を担う交通機能であると考えております。そのことから、三笠インターチェンジでの高速バス停留帯及び停留所の整備は、都市間を結ぶ最も有効な手段であるため、整備に向けた取り組みを進めるに当たり、両氏に助言をいただきに伺ったところであります。

また、あわせて国道452号の道路改良につきましても、急カーブが連続したつづら折れとなっており、交通事故も多く、通行者の交通安全の確保のため、道路改良が必要であるとの認識から、そのことについても助言をいただいていたところであります。

三笠市の要請事項は理解するが、地元機関との協議をまず行ってほしいとの助言をいただきました。今後は、道内の関係機関に要請行動を行い、実現に向けて推し進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6月7日に自由民主党の北海道選出国會議員と北海道市長会との政策懇談会が行われまして、そちらに出席し、北海道市長会として要請行動を行ってまいりました。冒頭、北海道市長会会長の菊谷伊達市長から、JR問題、交付税の確保等について、國會議員の皆様の御理解とお力添えをお願いし、市長会事務局などからは、5月に開催しました北海道市長会総会で決議された地方創生、JR北海道の安定的な経営に向けた支援に関する決議などの重点要請事項について説明を行い、その後、出席された各國會議員からコメントをいただき、北海道のために一丸となって取り組むとのお話をいただいていたところでございます。

続きまして、報告第2号の人事発令についてであります。そこに記載してありますとおり、3月31日付で部長職ほか計6名が退職し、4月1日付で課長職として三笠高校の教頭1名、行政職では部長職3名、課長職11名、係長職17名の人事異動の発令を行ったところでございます。

続きまして、報告第3号の市工事についてであります。弥生墓地トイレ新築工事ほか4件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

その中で、弥生墓地トイレ新築工事につきましては、工期が7月31日となっておりますので、お盆までには完成いたします。また、清住墓地1号線災害復旧工事につきましても、お盆の墓参に支障とならないよう工事を進めているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、報告第2号、同じく総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 最後に、報告第3号経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

◎日程第5 例月出納検査報告について（監報第2号）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の5 監報第2号例月出納検査報告についてを議題としま

す。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、監報第2号例月出納検査報告については、報告済みとします。

◎日程第6 報告第5号及び報告第6号について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の6 報告第5号及び報告第6号についてを一括議題とします。

本報告については、議会運営委員会及び常任委員会の所管事項調査であり、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第5号及び報告第6号については、報告済みとします。

◎日程第7 報告第7号から報告第9号までについて

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の7 報告第7号から報告第9号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第7号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分から報告第9号平成28年度三笠市一般会計補正予算(第6回)の専決処分まで、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第7号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の改正は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、個人市民税における配偶者特別控除について所得の上限額の引き上げ等を行うほか、法人市民税、固定資産税に関する規定の整備及び軽自動車税におけるグリーン化特例について適用期限を2年延長する改正を行うものであります。

4月1日からの賦課に適用する必要があったため、3月31日に専決処分を行ったものであります。

次に、報告第8号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。今回の改正は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の公布及び平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善に伴い、必要な改正を行ったものであります。

改正の内容は、教育認定子どもについて、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯において利用者負担額の軽減を図るほか、教育認定子ども及び保育認定子どものうち、市町村民税非課税の世帯の場合において、第2子の利用者負担額を無償とする特例措置の創設及び要保護者世帯等に係る特例措置の拡充並びに人事院勧告に伴う国の基準の改正に準拠した利用者負担額の改正を行うものであります。

4月1日から適用する必要があったため、3月31日に専決処分を行ったものであります。

最後に、報告第9号平成28年度三笠市一般会計補正予算（第6回）の専決処分についてであります。今回の補正予算の内容は、平成28年度における歳入歳出の最終的な整理のため、既定予算額101億6,727万4,000円に4億8,980万9,000円を追加し、予算の総額を106億5,708万3,000円としたものであります。

内訳については、特別交付税が国への働きかけにより増額決定となったなど、予算の整理を行ったものであり、諸般の事情から3月31日に専決処分を行ったものであります。

いずれも、本来であれば議会提案すべきところではありますが、その機会がないとの判断から、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

以上、報告第7号から報告第9号まで一括して報告といたしますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第7号から報告第9号までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

初めに、報告第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第7号について、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

報告第7号三笠市税条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

次に、報告第8号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第8号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

報告第8号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等条例の一部を改正する条例の専決処分については、承認することに決定しました。

最後に、報告第9号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

報告第9号について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

報告第9号平成28年度三笠市一般会計補正予算(第6回)の専決処分については、承認することに決定しました。

◎日程第8 報告第10号及び報告第11号について

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の8 報告第10号及び報告第11号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 報告第10号平成28年度三笠市一般会計継続費繰越計算書及び報告第11号平成28年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書について、一括して報告申し上げます。

最初に、報告第10号平成28年度三笠市一般会計継続費繰越計算書についてですが、今回の報告は、平成28年度予算で議決を受けている市営住宅建替改善等事業費に係る継続費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を平成29年度に逡次繰り越ししましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次に、報告第11号平成28年度三笠市一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、今回の報告は、平成28年度補正予算で議決を受けている新産業創造等事業推進

事業費、個人番号カード交付事業費、臨時福祉給付金給付事業費、高校生レストラン整備事業費及び平成28年発生道路災害復旧費に係る繰越明許費について、それぞれの事業に要する歳出予算の経費を平成29年度に繰り越しましたので、その繰越額及び財源内訳を明らかにするため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

以上、報告第10号及び報告第11号について一括して報告いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、報告第10号から報告第11号について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は発言願ひます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第10号及び報告第11号については、報告済みとします。

◎日程第9 報告第12号及び報告第13号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の9 報告第12号及び報告第13号についてを一括議題とします。

本報告については、市の出資等による法人の経営状況説明であり、文書記載のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑のある方は発言願ひます。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第12号及び報告第13号については、報告済みとします。

◎日程第10 議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号について

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の10 議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願ひます。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第31号三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定から議案第37号動産の取得まで及び議案第39号三笠市公共下水道事業三笠浄化センター長寿命化に伴う更新工事委託協定の締結について、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第31号三笠市職員育児休業等条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、人事院規則の育児休業及び育児短時間勤務に関する特例事項の改正趣旨を踏まえ、育児休業及び育児短時間勤務の規定について必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、育児休業の取得等の特別な事情に、保育所等の待機児童に関する規定を追加するものであります。

施行期日は、平成29年7月1日であります。

次に、議案第32号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、保健事業の推進に当たり保健師の確保が必須となること及びその職責に応じた給与体系とすべきことを踏まえ、国家公務員に準拠した給料体系とするため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、保健師の給料表を行政職給料表から医療職給料表へ切りかえること、さらには、これに伴い、級別職務分類表の職務に関する規定を整理するものであります。

施行期日は、平成29年7月1日であります。

次に、議案第33号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、国の制度を拡充した北海道の独自施策として市町村を補助対象とする多子世帯への保育料軽減支援事業が創設されたことに伴い、北海道の事業に準拠した子育て世帯の経済的負担の軽減等を図るため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、年収640万円未満の第5階層までの世帯を対象として、第2子以降の3歳未満の乳幼児に係る保育所の利用者負担額を無償とするための規定の整備を行うものであります。

施行期日は平成29年7月1日でありますが、平成29年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第34号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、今回の改正は、市営住宅の建てかえ及び除却に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、榊町団地の建てかえによる規定の追加並びに市営住宅及び改良住宅の除却による規定の整備を行うものであります。

施行期日は、平成29年7月1日であります。

次に、議案第35号三笠市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてありますが、今回の変更は、平成29年度の追加事業として「遠距離通勤助成事業」並びに制度の拡充を行う「高齢者バス利用助成事業」及び「インフルエンザ予防接種助成事業」を実施するに当たり、財源として有利な過疎債を適用すること及び現計画の内容について一部文言の変更が必要となるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号平成29年度三笠市一般会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、既定予算額89億7,253万1,000円に5,166万2,000円を追加し、予算の総額を90億2,419万3,000円とするものであります。

まず、歳出であります。達布地区における営農飲雑用水施設の改良やトレーニングセンターにおけるトレーニング機器の購入など、総務費から教育費まで4款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る特定財源のほか、必要な予算を措置するものであります。

次に、議案第37号動産の取得についてであります。今回取得する動産はロータリー除雪車であり、札幌機工整備株式会社から4,233万6,000円で購入しようとするものであります。

予定価格が2,000万円以上の動産でありますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第39号三笠市公共下水道事業三笠浄化センター長寿命化計画に伴う更新工事委託協定の締結についてであります。今回の協定は、三笠浄化センターについては平成6年3月31日に供用を開始し、既に23年が経過し老朽化が進んでいることから、平成24年度に策定した長寿命化計画に従い事業を実施し、施設の延命化と経費縮減の効果を図るものであります。

施設の更新工事については、今までの施工実績、技術援助、人件費等のコスト面等も考慮した上で、日本下水道事業団と委託協定を締結するものであります。

工事に係る委託金額は2億9,700万円であり、工事期限は平成31年3月31日までであります。

予定価格が1億5,000万円以上の工事でありますので、三笠市議会の議決に付す契約及び財産の取得又は処分条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号について一括して提案理由といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

◎日程第11 議案第40号から議案第44号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 次に、日程の11 議案第40号から議案第44号までについて

を一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第40号から議案第44号までの三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命について、一括して提案説明申し上げます。

三笠市職員懲戒審査委員会委員の任期満了に伴い、その後任者として引き続き牛丸雅一氏、小林和子氏、木澤榮氏、市の職員から右田敏氏、池田真志氏を任命するため、地方自治法施行規程第17条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

略歴につきましては記載のとおりであり、いずれも三笠市職員懲戒審査委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(谷津邦夫氏) 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

最初に、議案第40号についてお諮りします。

議案第40号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第40号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第41号についてお諮りします。

議案第41号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第41号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第42号についてお諮りします。

議案第42号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第42号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第43号についてお諮りします。

議案第43号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第43号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

最後に、議案第44号についてお諮りします。

議案第44号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第44号三笠市職員懲戒審査委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第12 議案第45号から議案第54号までについて

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の12 議案第45号から議案第54号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第45号から議案第54号までの三笠市農業委員会委員の任命について、一括して提案説明申し上げます。

三笠市農業委員会委員の任期満了及び農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新たに就任する農業委員10名の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

新たに任命する安藤俊秀氏、江川公人氏、嘉屋忠幸氏、澤田益治氏、清水隆徳氏、谷口護氏、野見山朋秀氏、松本勇吉氏、山崎正広氏、内田克広氏の略歴につきましては記載のとおりであり、いずれも三笠市農業委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） 本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定しました。

最初に、議案第45号についてお諮りします。

議案第45号について、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第45号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第46号についてお諮りします。

議案第46号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第46号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第47号についてお諮りします。

議案第47号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第47号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第48号についてお諮りします。

議案第48号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第48号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第49号についてお諮りします。

議案第49号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第49号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第50号についてお諮りします。

議案第50号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第50号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第51号についてお諮りします。

議案第51号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第51号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第52号についてお諮りします。

議案第52号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第52号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次に、議案第53号についてお諮りします。

議案第53号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第53号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
最後に、議案第54号についてお諮りします。

議案第54号について、同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第54号三笠市農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎日程第13 一般質問

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の13 一般質問を行います。

一般質問については、只野議員からの通告がありますので、質問を許可します。

3番只野議員、登壇願います。

(3番只野勝利氏 登壇)

◎3番(只野勝利氏) 平成29年第2回定例会において、日本共産党を代表し、通告に基づき質問します。

最初に、国民健康保険の広域化による影響についてお聞きします。

来年4月から始まる国民健康保険の広域化とはどのようなものなのか、保険料の決定方法、納付金の算出方法など、改めて説明をお願いいたします。

その上で、広域化による保険料について、昨年11月に続き、ことし2月に試算が発表されました。1回目と比べてどのようになっているのか、また、その試算での収入別の保険料の増減はどうなるのかお答えください。

同時に、激変緩和措置についても明らかとなりましたが、どのようなものなのかお答えください。

次に、公共サービスにおける働き方について何点かお聞きします。

非正規で働く方は現在40%近くに達しており、正規社員との格差が広がっています。一方、正規社員でも、長時間過密労働、サービス労働など、いわゆるブラックな働き方が社会問題となっています。

そうした中、官製ワーキングプアという言葉にも見られるように、公共サービスの分野でそうした状況が率先して行われていることが指摘されています。北海道全体でも約2万9,000人、17%を占めているという調査があります。三笠市においてはどのようになっているのかについて聞きたいと思います。

最初に、市の職員の雇用の状況について、臨時、非常勤職員について、どのような場合に配置しているのか、また、職種別の人数、性別、平均年齢や待遇、雇用の条件についてお聞かせください。

今、通常国会で、地方公務員について新たに「会計年度任用職員」という制度が成立しました。それは一体どのようなものなのか、また、当市の対応についてお答えください。

次に、指定管理制度について、そもそも指定管理制度はどのような目的で行われているのか、指定管理費の決め方や運営についての市のかかわり方についてお答えください。

また、指定管理や公共事業、介護現場での働く人たちの実態を市として把握しているのかお答えください。

さらに、今、公契約条例を制定しようという動きがあります。公契約条例とはどのようなものなのか、また、当市での公契約条例に対する考え方についてお答えください。

以上、登壇での質問といたしますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） では、私のほうから、まず一つ目の国民健康保険の関係と、あと二つ目の公共サービスにおけます働き方、そのうちの市の職員関係について答弁いたします。

初めに、国民健康保険の関係でございます。

まず、1点目としまして、広域化によります影響についてということでございます。

そのうちの広域化によります納付金の関係でございますが、今、御質問にありましたように、平成30年度から行われます市町村国保の北海道への移管につきましては、規模拡大によって国保財政の安定と市町村間の保険料格差を平準化させることを目的にしているということでございます。このことによりまして、一般的に高齢化等により医療費が高く保険料が低い市町村につきましては、保険料は上がる傾向にあります。また、医療費が低く保険料が高い市町村につきましては、保険料が下がる傾向にあるものとされておりまして、当市については、医療費が高く、また、保険料も低いということでございますので、一般的に上がる傾向にある自治体というふうになってございます。

納付金の算定方法につきましては、北海道が医療給付費等の見込みを立てまして、全道で必要な納付金総額を定め、市町村ごとの被保険者数、医療費水準、所得水準の差を考慮し、市町村ごとの納付金の額を決定するものでございます。納付金につきましては、保険料と保険料の軽減額を合わせた額を市町村が北海道に納めるという内容となっております。

保険料の算定方法につきましては、納付金のうち、保険料軽減分を除いたものを保険料として算定を行い、算定の基礎となる料率につきましては、激変緩和措置を適用した1人当たり5%以内の増加が基本となっております。今後、8月に再度3回目の試算が行われると、また、11月に仮算定が行われるということを踏まえまして、応益応能割の区分をどのような料率に設定していくかというふうに、今現在考えているものでございます。

それと、2点目の11月の試算と2月の試算の関係でございます。

2月に行われました2回目の試算につきましては、11月の試算から変更点がございまして、給付費に出生費、葬祭費を含めた算定を行い、保険料算定に当たりましては、所得

につきましては、より正確な数値にするため、11月は平成26年度のみ算定ということでしたが、農業者や漁業者の方の所得変動に対応するため、2月につきましては平成25年、26年、27年の3カ年の状況を反映させ、また、収納率も3年平均としたものでございます。また、11月の公表及び2月の公表の保険料につきましては、被保険者が納める保険料ではなく、市が北海道に納める納付金という内容でございます。北海道は公表はしてございませんが、この公表の中に、先ほど申し上げましたように、保険料の分と軽減の分が入ってございまして、私ども今現在聞いている分につきましては、11月では保険料相当分、平準化分の保険料が約8万7,000円、それから2月につきましては8万1,000円ということで、若干でございますが落ちているような見通しということでお聞きしているものでございます。

それと、3点目の収入別の区分でございます。

2月の2回目の試算では、1人当たりの納付金が11万1,667円、それから13万4,564円ということで、2万2,800円ほど増加となっておりますが、現時点で北海道が示しております激変緩和措置が5%以内というふうになっております。公表されておりますが、平成27年度の保険料8万8,500円、これに5%上積みした額が上限となりまして、9万2,925円が激変緩和後の保険料ということになります。本来でありますと13万4,564円というふうになりますが、4万1,600円ほどの激変緩和措置を受けるということになります。

現時点では、保険料の算定につきましては、先ほど申し上げましたように納付金、保険料と軽減分がございまして、その軽減分を差し引いたものが保険料ということになりますので、増加につきましては、道の激変緩和を適用した5%程度が増加になる見込みというものでございます。

それと、激変緩和措置が今どういうふうになっているかということでもございました。国のガイドライン、これによりまして、激変緩和措置を受けるためには法定外繰り入れ、また、基金の併用はできないというふうにも、今現在、北海道のほうで言われております。激変緩和につきましては、11月の試算を踏まえまして、算定方法に関する国の考え方の変更や財源の検討及び数値の精査を行いまして、標準保険料で納付金が確保できるよう所得の再設定を行い、現時点で北海道が激変緩和を5%以内ということで報道されておりますが、昨日、北海道のほうにお聞きしたところ、今現在2%ということで事務を進めているということでお聞きしているものでございます。

ただ、この2%につきましても、一応3年間をめどにとということで、また3年後には再見直しを行いたいというものでございます。

続きまして、市職員の関係でございます。

1点目の臨時職員等の雇用の関係でございます。

臨時・非常勤職員の任用につきましては、地方公務員法第3条に基づく特別職非常勤職員、同法17条に基づきます一般職非常勤職員、同法22条に基づきます臨時的任用職員

を根拠にして採用しているということでございます。

任用の形態としましては、特別職非常勤職員は主に非常勤で通常1年以内の任期を定めて任用するものであり、一般職非常勤職員は主に非常勤で通常1年以内の任期を定めており、臨時的任用職員は主に常勤で任用期間が6カ月以内の任用ということでございます。

当市の任用につきましては、非常勤職員の任用につきましては、三笠市非常勤特別職職員報酬等条例に規定します執行機関及び附属機関の委員並びに投票立会人、統計調査員などの非常勤とし、臨時職員の任用につきましては、同法22条の趣旨であります緊急の場合または臨時職の場合として任用しており、緊急の場合で言いますと、例えば臨時福祉給付金の事務または選挙事務などが該当し、臨時職の場合では職員欠員などによる事務補助としての任用という状況でございます。

それとあと、臨時職員の年齢と処遇関係の件でございます。

臨時職員の数でございますが、時間給の職員も含めまして全体で150名ということでございます。内訳としましては男性27名、女性123名となっております。構成比は男性18%、女性82%ということでございます。職種ごとで申し上げますと、看護師等が一番多く50名、次に一般事務職27名、保育士等20名の順となっております。平均年齢で申し上げますと、全体で50.8歳、男性でいきますと54歳、女性でいきますと50.1歳というような状況でございます。

待遇につきましては、賃金のほか通勤手当、時間外手当等を支給してございます。時間外勤務につきましては、多い場所でも月に数時間の実績というような状況でございます。また、健康保険、年金、介護保険及び雇用保険、これらを適用しているというものでございます。

あと、雇用の形態につきましては、6カ月ごとに年2回の任用ということをしておりまして、勤務日数とか時間につきましては、配置場所によって異なるということでございます。休暇につきましては、労働基準法に基づきまして年間10日の有給休暇を付与しているというような状況でございます。

それと、会計年度任用職員の関係でございます。

こちらにつきましては、地方自治体におけます臨時職員、非常勤職員の任用については地方公務員法に基づく任用ということでございます。職員の任用につきましては、基本的には地方公共団体において判断されるべきものでございますが、厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど地方の行政需要は増加し多様化し、臨時職員、非常勤職員が全国的に増加しているというところでございます。そのため、国では、地方公共団体におけます行政需要の多様化等に対応し、公務の効率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について会計年度任用職員等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保するため、法律の改正が行われたというところでございます。

会計年度任用職員でございますが、地方公務員法第3条で規定しております、本来想定しております「専門的な知識経験等に基づく助言、調査等を行う者」及び同法22条で規

定しております「常勤職員に欠員を生じた場合」ということで厳格化し、それ以外の者を一般職として会計年度任用職員という区分にしたものでございます。

具体的に言いますと、地方公務員法では1会計年度を超えない範囲で置かれる短期間の非常勤の職及び通常どおり勤務の非常勤の職の者、会計年度任用職員の任用につきましては、採用の日の年度末までの期間で任命権者が定めるということです。任期を更新する場合、任用職員の勤務実績を考慮した上で更新することができると。会計年度任用職員の任用につきましては競争試験または選考によるものとされてございます。また、地方自治法におきまして、期末手当の支給が明文化されたということでございます。

今後の対応でございますが、今後の臨時職員の対応につきましては、今回の地方公務員法の改正を踏まえまして、臨時・非常勤職員の定義が厳格化されたということでございます。この方針に準拠しまして、施行日でございます平成32年までに任用、勤務条件等について検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（金子 満氏） それでは、私のほうから、公共サービスにおける働き方というところの指定管理の部分、これの全体的な中身を御説明すると、それから公契約条例の部分につきまして御説明させていただきます。

まず、指定管理の目的ということになりますが、地方自治法が改正されると、公の施設の管理につきまして民間企業、財団法人、NPO法人などに代行させることができるようにしたというようなことになってございます。これは住民ニーズの多様化、効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウの活用が有効であるというようなことから、民間活力によります独自のサービス提供、市民サービスに柔軟に対応できることから、サービスの向上にもつながるというようなことを目的としているようなものでございます。

当市といたしましても、法改正に基づきまして、従来の管理委託から指定管理者制度に移行しなければならないというような規定となつてございますため、指定管理になじむ公の施設を選定するなどいたしまして、平成17年5月に三笠市指定管理者制度導入の基本方針、これを策定しまして、あわせまして指定管理者の指定手続等条例、こちらのほうの整備を進め、順次、指定管理を導入していったというようなことになってございます。

そのほかに、どのように市がかかわっているのかというようなお話もありましたが、全体的には、まず市が指定管理しています社会福祉施設、それから観光施設、こういった部分につきましては、業務として職員がそれぞれの役員にもなつてございますので、日常的にかかわりを持って現場の声を聞いていると。それから、教育運動施設、こちらのほうにつきましては、その現状把握を担当所管により把握しているというようなことになってございます。

続きまして、公契約条例というような内容について、どういう制度で何を目的としているのかということと、当市の考え方ということで御質問があつたと思っておりますけれども、ま

ず公契約といたしましては、国、地方公共団体が締結する公共工事あるいは業務委託、こういったような契約を指してございまして、公契約法だとか条例というものは、この契約のもとで働く人の賃金等の労働条件、それから最低基準等を定めている労働条項、こういったものを盛り込むといったことで適正な労働条件を確保しようとするというようなものでございます。国におきましては、まず提案されましたが、今現在は先送りされているというような内容になってございます。

平成21年9月に千葉県の野田市が全国初の公契約条例を定めまして、このときの目的としましては、事業やサービスの質を向上させ、地域経済の健全な発展を図るため、働く人の雇用や労働条件の維持、向上につなげようというようなことをうたっているようなものでございます。

そうしまして、市の考え方ということになってございますが、まず道内では平成25年に札幌市が公契約条例の提案をいたしました。ただ、決定の際に否決されたというような経過がございまして、その反対討論をまず見てみますと、政策効果が一自治体の契約範囲内だけの問題ではないというようなことと、公権力による民間企業への介入は民間の創意工夫に基づく自由主義経済の精神に反するというような内容があったみたいでございませぬ。

しからは、本市といたしましては、今現在は、賃金など労働条件につきましては公契約の中におきましても法定労働条件、これはもちろん決められてございますので、こういったもので縛られているというような中身になってございます。それから、処遇については、個々の労使当事者間で自主的に取り決められるものというふうには考えてございませぬ。しかしながら、今後、他の自治体等もいろいろな議論をしていくというようなこととございませぬので、その辺を本市も注視しながら情報収集に努めて、今後とも研究していかなければならないものと考えているものでございます。

以上でございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それでは、幾つか答えてもらっていないところがありますので、改めて後で聞きますが、まず広域化について、12月にも聞いたのですけれども、最初に11月は29%ぐらいの増と。2月はどのような数字。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 11月の公表になっている納付金につきましては、10万560円ということで公表になっていたというふうに思います。今回公表になった数字が13万1,543円ということですから、金額にして1万8,000円ほど増になっているというような状況になっています。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） 11月の試算と比べて1万8,000円ぐらい高くなっていると。

ただ、5%の激変緩和措置が6年間ですよ、国が言っているのは、さらに道がということも、今、考えているみたいですが、最初に聞きたいのは、制度として、確認ですけれども、北海道の広域連合が各行政区に対して納付金を決めると。その納付金は軽減措置も含めて、それを含めて何ぼ払いなさいと。それに対して各自治体で保険料を算出するという考えでいいのですよね。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） おっしゃるとおりでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それで、納付金は100%納めなければならないということで、保険料で集める金額と差が生じますよね。100%集まればいいのだけれども、それで、その場合はどうするのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） まず、納付金算定するときに、保険料につきましては一定の収納率を見込んでいます。ですから、ここはまず100ではないということになります。その収納率を掛けた納付金で納めるということですから、その予定している平均的な収納率ですか、これを下回った場合は確かに納付金としての差が生じます。ただ、私どもとしては、過去の平均的な収納率をやっぴり確保して、そこに差が生じないような対策を講じなければならないということでございます。

うちだけではなく、全道的な問題でございますので、その分が賄い切れない場合はどのようにするのかということにつきましては、北海道の基金で一時穴埋めをしながら対応していくというような状況ということでお聞きしております。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） 収納率で算出された納付金、それは100%納めなければならないということになるのですけれども、それで、それが集めた保険料で賄えない場合は道からお金を借りるということになりますよね。その借りた分というのは、翌年の保険料に上乘せされることになるのですか。返さなければいけなくなるからということですよ。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） はい、そうです。当然、基金から借りたことになりますので、その分は翌年度以降に返さなければならないということになります。当然、未収としては残っている分ですから、それは未納者の方からその分を納めていただいて納付していくというような状況になるかと思えます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それで、保険料について、5%と言いますが、単純に計算すると年間20万円払っている人は1万円上がるということですよ。やっぱり少し大きいです。ちなみに、20万円というと、収入は大体どのくらいの人なのでしょうか。大体でいいです。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 今、5%と御質問がございましたが、激変緩和で2%で、今、進めているということでございます。ですから、額的には大きい少ないいろいろございますが、2%のアップということになりまして、保険料の20万円という部分につきまして、今ちょっと手持ちでは年金の収入で区別して押さえていたのですが、一つの例で申し上げますと、夫婦世帯で65歳以上の方ということで、そのうちでも今は2割、5割、7割の軽減を受けているということを前提に、2割軽減の上限が年金収入でいきますと266万円、これよりも下回っている場合に2割軽減等の該当になってくるということになりますので、この方でいきますと今16万5,800円という保険料になってきます。ですから、これの2%の増ということになってきます。

ちなみに、5割の軽減の方でいきますと、年金収入が222万円、これより下回っていれば該当になってくるということで、7割軽減でいきますと168万円以下につきまして対象になってくるというような状況で、この168万円の方でいきますと年間の保険料で3万4,000円というような状況になってございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それで、今、2%、これ3年間ということですがけれども、国はさっき言った5%で6年間、これは激変緩和措置がなくなると、さっき2月の試算で大体4万円近く上がるということなのだけれども、何もしなければその保険料が、その年の状況もまた変わるから一概に言えませんけれども、払わなければいけなくなるのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 激変緩和につきましては、先ほど言ったように2%になっておりまして、これが3年間、3年後にまた5%以内でどんなふうにするかということなのですが、北海道の今の考え方では、この6年間をやっていながら最終的には平準化に持っていくというのが最終の目標でございます。それで、計画としてはこの6年後にほとんど平準化に持っていきたいという考え方が一つベースとしてありますので、その次の3年後の段階で全体の道のほうの、うちで言う運協のような感じになりますが、そういう団体において一定の議論をして進めていくというような考え方になってございます。

そして、今、報道等も含めて公表の部分で非常にわかりにくい部分があるのですが、あくまでも道が公表しているのは平準的な試算といえますか、平準保険料で計算してございます。それが先ほど申し上げましたように8万円台がうちの算定になっているのですが、たしか12月の議会で御質問あった中で、実態では6万円と私、答えたと思うのですが、これにつきましては平成26年度の道が押さえている数字の私どもの三笠市の平均値ということなのですが、これが今、若干上がっていきまして、6万5,000円ぐらいがうちの今の実態の平均だということになっています。あくまでも公表は平準化の保険料をベースに、今、公表しておりますが、道のほうにいろいろやりとりをしながら聞いている中では、うちの今の保険料をベースにその2%アップというような、今、流れに持っていくと

というようなこととお聞きしておりますので、その例えば平均的な保険料、それと実態の保険料の差がございますが、こちらにつきましては一定の中の道の基金等の中で対応していくというふうな、今、動きというふうにお聞きしております。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それで、その数字が標準保険率でやってということで。ただ、収入によって本来変わると思うのですけれども、激変緩和措置だと、その計算も含めて2%ということで一律なのですかね。そういう形になるのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 当市の場合の2%増については皆さんに該当になるというような状況になりますので、三笠市の保険料として2%アップということになりますので、当然、被保険者皆さんがその対象になるというような状況になります。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それと、もう一点、三笠市は資産割が行われている、計算方法でやられているのですけれども、それはどうなるのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 北海道の今、平準化の保険料算定に当たりましては、3方式を使ってやっております。当市につきましては、御質問のとおり4方式を使ってございまして、保険料の算定につきましては、最終的には市町村の判断になるということですので、私どもとしましては今現在4方式を採用してございますので、引き続き4方式で試算をしていきたいというふうには考えてございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） ちょっと最後に、平準化するということは結局やっぱり上がるのですよね。当市の場合、全道一律にした場合。ですよね。今、うんとうなずいているのでそれでいいのですけれども、それで、保険料を決める決定権は、納付率があったとしても、激変緩和措置は別として、市で決められるということですよ。これも確認していいですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 今、標準的な保険料を算出しまして、納付金ということで市のほうに金額が示されて、それに基づきまして、先ほど申し上げましたように軽減の分を差し引いた残りが保険料と。そこは市町村が、今、決めていいよということになっています。

ただ、平準化になった場合、そこはそういうような納付金制度になるのかどうかというのが、まだちょっとはつきり私どもには来ておりません。というのは、平準化ですから、全道一律の保険料率を定めて、そして道が運営すると。当然、市町村とのやりとりはありますけれども、そういうような流れが本来的な平準化の最終目的ということになっておりますので、その辺で市町村が個々に料率を設定できるのかどうかというのは、今後の課題

として出てくるかなというふうには思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） ただ、平準化の前だとしても、広域化でも実施主体は市町村ということになっていると思います。

ちょっと聞きたいのは、そうなる今のお答えだと道が広域化で全体を決めてしまうから、そうすると、例えば基金の活用とか前に聞いたと思うのですけれども、法定外繰り入れとか、そういったことはできないということですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 今現在、道のほうで私どもに通知が来ているのは、まず当面の激変緩和の6年間の分、それに対応する分で私どもお話ししておりますし、今後について、それが切れた後に法定外繰り入れまたは基金については市町村が独自に判断しているというようなことでは聞いております。ただ、先ほど申し上げましたように、平準化がどの時点でなるのかによって、その話が変わってくるというふうに思っています。

というのは、先ほど申し上げましたように、基本的には今回の平成30年度に一律平準化ができれば本来はよかったのかもしれませんが、北海道は広いですし、医療費の高い市町村、それと所得の関係だとか、もう非常にばらばら、ばらけているということがございますので、これを一律に、今、平準化で走りますと、保険料が急激に上がったり、そういうような条件が整わないということで、今回の納付金制度で一定の納付額を決めながら、そして市町村で調整しながらというような話というふうになってございますので、そのタイミングによってはいろんな保険料の対応といいますか、激変緩和が終わった後、どういふふうにやっていくかというのは、今の状況で続くという前提であれば、各市町村がその辺、激変緩和が終わった後、どういふふうに対応していくのかというのは個々の市町村で判断していく形になりますけれども、最終的に平成30年以降の運営につきましては、市町村でなく北海道が保険者となりますので、収納事務ですとか給付事務は市町村がやりますけれども、保険者としては今の市町村から道のほうに移るということでございますので、議員が今、質問の中で市町村が保険者というふうにご発言されましたが、保険者は北海道ということであ……

（「実施主体じゃなくて」の声あり）

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 済みません、実施主体は最終的に事務は市町村がやりますけれども、保険者としてはそのような状況ということでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） 地域の住民の、国保もやっぱり上がると収納率が下がるということも懸念されます。すると、やっぱり下がると納付金が納められなくなるとか、そういうので悪循環が生まれるということも、この広域化というのはちょっと問題あるし、標準化も本当にできるのかという話もいろいろ出ている中での広域化に進んでいく形になります。今お答えあったように、激変緩和措置が終わった後、2%から5%になって、それか

ら格段に上がることになるでしょう、五十何万円、今の試算だとですけれどもね。また8月でどうなるかというのはわからないですけれどもね。そうなったときに、やっぱり市が何とかして5%から上がらないようにと言ったら無理かもしれないけれども、少し抑えるような形での活用をぜひ今後も検討していただきたいということを申し述べて、次に進みたいと思います。

それで、臨時職員についてですけれども、まず確認ですけれども、緊急の場合と欠員が生じた場合と、そういうことですけれども、これ何で1年以内の有期雇用になっているのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 先ほど御答弁させていただきましたが、地方公務員法が根底になってございまして、その中でどのような形態で何条を適用して任用するかということでございます。当市の場合は、先ほど申し上げましたように、22条を適用して臨時的任用という解釈の中で任用しているということになりますので、22条の中に半年ということが法律的に明記されているということです。半年で更新をしているということでございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それで、さっきお答えがなかったけれども、続けて働いていても昇給とか、そういうものはないのですね。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 私どもの任用の考え方としまして、先ほど言いましたように、6カ月という任用の期間、これで更新ということになります。22条につきましては、基本的に任用の更新は1度ということで定められてございます。ですから、最大で1年ということになってきております。ですから、継続的な雇用という認識はございません。そういうことで、あくまでも日額の臨時職員の単価を定めて、その中で運用ということでございます。

済みません、それと賃金の日額単価につきましては、職員同様、人勸をベースにしてやってございますので、毎年度実質的には単価のアップというものは最低出てきているというような状況となっております。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） それで、実際賃金の比較というか、標準的なことで言ったらどうなっていますか、臨時職員と正職員。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） どこで比較したらいいかというのは非常に難しいのですが、例えば事務職ということで申し上げますと、ただ、これは業務の内容が全然違うということで、私どもはこの比較は非常に難しいと。というのは、臨時職員はあくまでも、言い方は悪いですけれども、事務補助ということになります。常勤の職員につきましては、

市民のサービス向上のためにいろんな法律を勉強しながら進めていくということがございます。主になって進めていくということがございますので、単純に同じ事務職でも比較にはなりません、参考にとということで申し上げますと、一般事務職の臨時職員でありますと年間大体160万円ぐらいの収入ということになりますし、大卒の方が職員として採用になれば大体300万円弱ぐらいの数字になろうかというふうには思っております。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） 年収200万円以下はワーキングプアと言われていまして、一般的な民間の職場だと、臨時職員とか契約社員とかを含めて、正社員の大体8割か7割ぐらいの賃金だと思うのです。今聞いた部分で言うと、年収で言うと大体半分ですよ。やっぱりそういう働き方というのは、そこが今、官製ワーキングプアをつくっていると。臨時職員の割合も、さっきの数字で150、半数近くになっていると。今、正職員の人も採用するようになってきているのですけれども、やっぱりそういう働き方だとモチベーションの意味でもどうなのかということも疑問なのですけれども、さっき臨時的ということもあったので、これ正職員にしていくというような考えが基本的になければいけないのではないかなと思うのですけれども。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 実は、臨時職員の方を、特定といいますか、雇用している方を職員化というのは現実的には難しいということでございます。

というのは、これは地方公務員法の中にも臨時職員に雇用する方が職員として任用することが前提でないということも書いてございますし、採用の仕方、形態が違うということもでございます。例えば、一般事務職でありますと、一定の学歴を含めて公募をかけまして、一般教養試験、その中で一定の点数といいますか、こちらの定めるものを上回った方が次の2次試験等に入っていった採用しているというような状況でございまして、臨時職員の方につきましては、事務補助という前提で任用している関係がございまして、一定の軽い、例えば今でいきますとパソコンの操作ができるかとか、そういうような面接等を行って任用しているということがございますので、まず任用の最初の試験の仕方を含めて違うということと、先ほども申し上げましたように、法律的にも臨時職員の方が職員化するという前提ではないということがございますので、その部分についてはなかなか難しいというふうに考えてございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） 民間企業だと、例えば、最低賃金で働いている人でも忙しいときには残業がもうたくさんあって、余りよくないことなのですけれども、それで収入をちょっと高くできるというのがあるのでしょうかけれども、市の職員の場合は余りそういうことができないところもあって、どうしても収入がそうやって低くなるということになっていくのだと思います。地域の経済というか、そういうものも活性化させる上でも、やっぱり一定程度の収入というか、税金というか、市が雇用している人がワーキングプアの状態で働く

というのはどうかなと思ったりします。

それで、さっき事務の話だけれども、看護師さんとか保育士さんとかだと資格があって、だけれども同じような仕事をしているけれども待遇面で違うということもあると思います。その辺考えていっていただきたいのと、それで会計年度職員について余り、問題ある制度ということもありますけれども、中身としては、待遇面で少し変わったというか、よくなっているところもあると思うのですが、その辺の話はなかったのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 待遇面につきましては、私、答弁の中で、地方自治法の中で手当の分が盛り込まれたというようなことを答弁させていただいたというふうに理解していたのですが、その部分が大きな違いというところがございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） たしか退職手当のですね、期末手当だけではなくて。そういうことですね。

そうすると、やっぱりちょっとよくなるのかなという部分もあると思うのですけれども、平成32年からですか、順次していくということになると。財源的なことも総務省が補填するようなことも言っていますけれども、どうなるかわかりませんけれども。

それで、指定管理制度についてですけれども、民間活用でサービスの向上と。ただ、やっぱり、今、言われたのは、一番あれしたのは人件費の関係ではないかなと、経費の節約ということで。そういうことで推進されているのではないかと思うのですけれども、その辺はどういう認識なのですか。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（金子 満氏） それぞれ施設ございますけれども、まず人件費の部分とおっしゃいますが、言ってみれば、そういった施設については行革等をずっとやってきている私たちの市の中では、既に業務委託という形でその部分、お任せしている部分もございました。だから、そういったことからしますと、この指定管理制度がいわゆる行革の一部とはなっておりますけれども、賃金を安くするためのものというふうには考えてはございません。

一応この指定管理を我々も導入していった中で、法的なものが変わったということが大きな中身にはなっておりますけれども、その部分を導入した中で民間の考え方を取り入れて、そして市民サービスにつなげるというようなことが大きいのかなというふうには考えてございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） 業務委託からすんなり指定管理にというところもあるかなと思うのですけれども、ただ、指定管理の場合だと、例えば4年間の契約で次回更新するかどうか分からないということになると、雇用形態が、やっぱりそこで働く人の形態が臨時的なものとか、1年更新とかにならざるを得ないというところもありますよね。それで賃金が

抑えられるということもあるかと思えます。契約上で何ぼまで出すような、そういう話もあるのかもしれないのですけれども。

それで、指定管理の問題としては、今、始まってちょっとたって、いろいろあちこちで撤退とか破産とかも出てきたりしているのですけれども、そうならないための市の取り組みとか、利用者をふやすとか、そういうことも含めてどのような取り組みをされているのか。

◎議長（谷津邦夫氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（金子 満氏） 利用者増の取り組みについては、それぞれ担当所管のほうと指定管理者と協議しながらやっているところかなと思ってございます。

撤退の部分につきましては、やはりこの4年間の契約ということは、まずもってその一社に決めてしまうという考え方がよくないのだろうということで、ある程度、4年間という長さを持って、従来であれば毎年契約というようなことになってございますので、その面からいたしますと、契約の更新せずに4年間は続けられるというようなことで、従来よりはその部分がよくなっているのかなとは考えてございます。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） 事業の継続性とか、そういうのも含めて、やっぱり指定管理自体がちょっと問題があるのではないかなと思ったりしますけれども、制度自体が。

それで、ちょっとお答えがなかった部分で、次に指定管理業者や公共事業、介護現場で働く人たちの雇用の状態について把握しているかということについてお答えがなかったと思うのですけれども。

◎議長（谷津邦夫氏） 経済建設部長。

◎経済建設部長（千葉俊行氏） 公共事業で働く方たちの実態について、市の発注工事にかかわる部分について答弁いたします。

公共工事は、目的の建造物である建物や道路などをつくるための工事の総合価格の予定価格をもって、主に入札により施工業者を決定し、請負契約を結んでいるところです。

設計価格は入札の予定価格のもととなるものですが、人件費につきましては、北海道統一の公共工事設計労務単価というものがございまして、その単価を使い設計しており、入札参加者は工事全体の額で入札しているものでございます。

公共工事における雇用契約等につきましては、各請負業者さんの裁量の範疇であると考えられておりますので、私どもの実態の調査といたしましては、各社に毎年従業員名簿を提出していただき、正職員数、臨時職員数、季節労働者等各人数、それと年齢、資格の取得状況などを把握しているところでございます。

また、企業の労働者福祉の向上につきまして、労働時間の短縮ですとか、労働災害の防止、賃金の適正な支払い、退職金制度及び各種保険制度への加入等、改善に努めるよう、毎年4月に実施しております建設工事関係者説明会において資料配付、説明を行い、各請負業者さんに対して確認を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（谷津邦夫氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（右田 敏氏） 私のほうから、介護施設関係の部分で答弁させていただきます。

市内にはいろんな事業所がございまして、その中でも地域密着型サービス事業者という方の3社につきましては、実は、この介護保険適用の施設につきましては介護職員処遇改善加算というものがございまして、それは、地域密着型の施設につきましては市町村に申請して実績報告を出すということがございます。その制度の中で、賃金、賞与、福利厚生、これらに利用できるということになってございまして、それらの業者につきましては、申請をして職員の加算をしているというような実績報告も上がってきて、それらの施設については把握しているということでございます。

ただ、これに適用していない事業所で、例えば事業団につきましては、当市が運営形態としてかかわってございますので、それらについては、当然把握はしているというような状況となっております。

◎議長（谷津邦夫氏） 只野議員。

◎3番（只野勝利氏） ちょっと時間がないので最後に、入札のときに人件費を含んだ金額でやっている。ただ、実際に支払うのは業者にとということで、そういう意味でやっぱり必要になってくるのが公契約条例ではないかなと思うわけです。今、売り手市場になっていまして、大学生とかも含めてですけれども、相当条件が厳しく、ブラックなところでは働きたくない、きちんとしたところで働きたいということを言っています。そういう意味で、三笠で働いてもらうためにも、そういった公契約条例で、三笠はしっかりしているということを示す必要があるのではないかとということで、公契約条例の必要性を訴えて質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎議長（谷津邦夫氏） これをもちまして、通告のあった質問は終了しました。

◎日程第14 議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号について（総合常任委員会付託）

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の14 議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号についてを一括議題とします。

日程の10の議事を継続し、直ちに質疑を行います。

議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号について、一括して質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第37号まで及び議案第39号については、総合常任委員会に付託します。

◎休 会 の 議 決

◎議長（谷津邦夫氏） 休会についてお諮りします。

議事の都合により、6月16日から6月22日までの7日間、休会したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

6月16日から6月22日までの7日間を休会することに決定しました。
以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

◎散 会 宣 告

◎議長（谷津邦夫氏） 本日は、これもちまして散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時08分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員